

第30回目は、労働安全衛生法の面接指導に関する内容を解説していきます。

面接指導に関する出題傾向

[出題実績] ○択一式 ◎選択式

H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
◎	○	—	④	—	○	—	⑤	—	○	—

上記のように、面接指導に関する出題傾向は、ここ数年、隔年出題になっています。過労死の問題等で出題の可能性が高い項目です。

それでは、安全衛生法の面接指導を確認します。

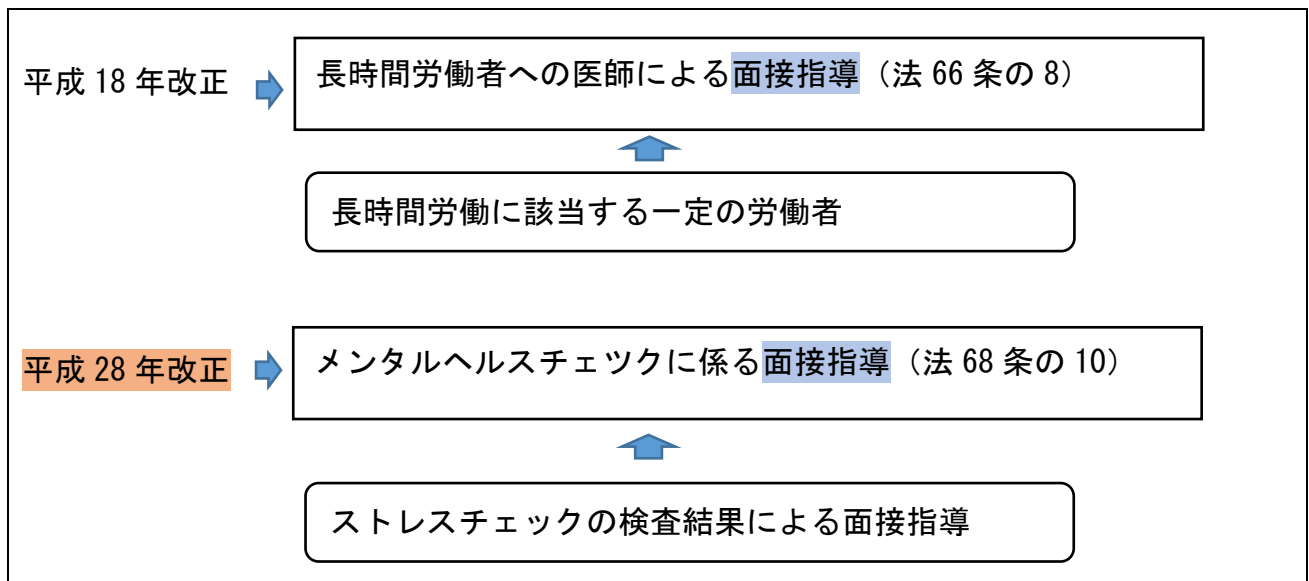
則14条（産業医及び産業歯科医の職務等）には、下記のように2箇所「面接指導」というキーワードが記載されています。

産業医及び産業歯科医の職務等は、次の事項で医学に関する専門的知識を必要とするものとする。

- ①健康診断の実施及びその結果に基づく労働者の健康を保持するための措置に関すること。
- ②長時間労働にわたる労働に関する面接指導及びこれに準じた必要な措置の実施並びにこれらの結果に基づく労働者の健康を保持するための措置に関すること。
- ③心理的な負担の程度を把握するための検査の実施並びに当該検査の実施後の面接指導の実施及びその結果に基づく労働者の健康を保持するための措置に関すること。
- ④作業環境の維持管理に関すること。
- ⑤作業の管理に関すること。
- ⑥前各号に掲げるもののほか、労働者の健康管理に関すること。
- ⑦健康教育、健康相談その他労働者の健康の保持増進を図るための措置に関すること。
- ⑧衛生教育に関すること。
- ⑨労働者の健康障害の原因の調査及び再発防止のための措置に関すること。

平成28年法改正：メンタルヘルスチェック制度

労働安全衛生法上の2つの面接指導

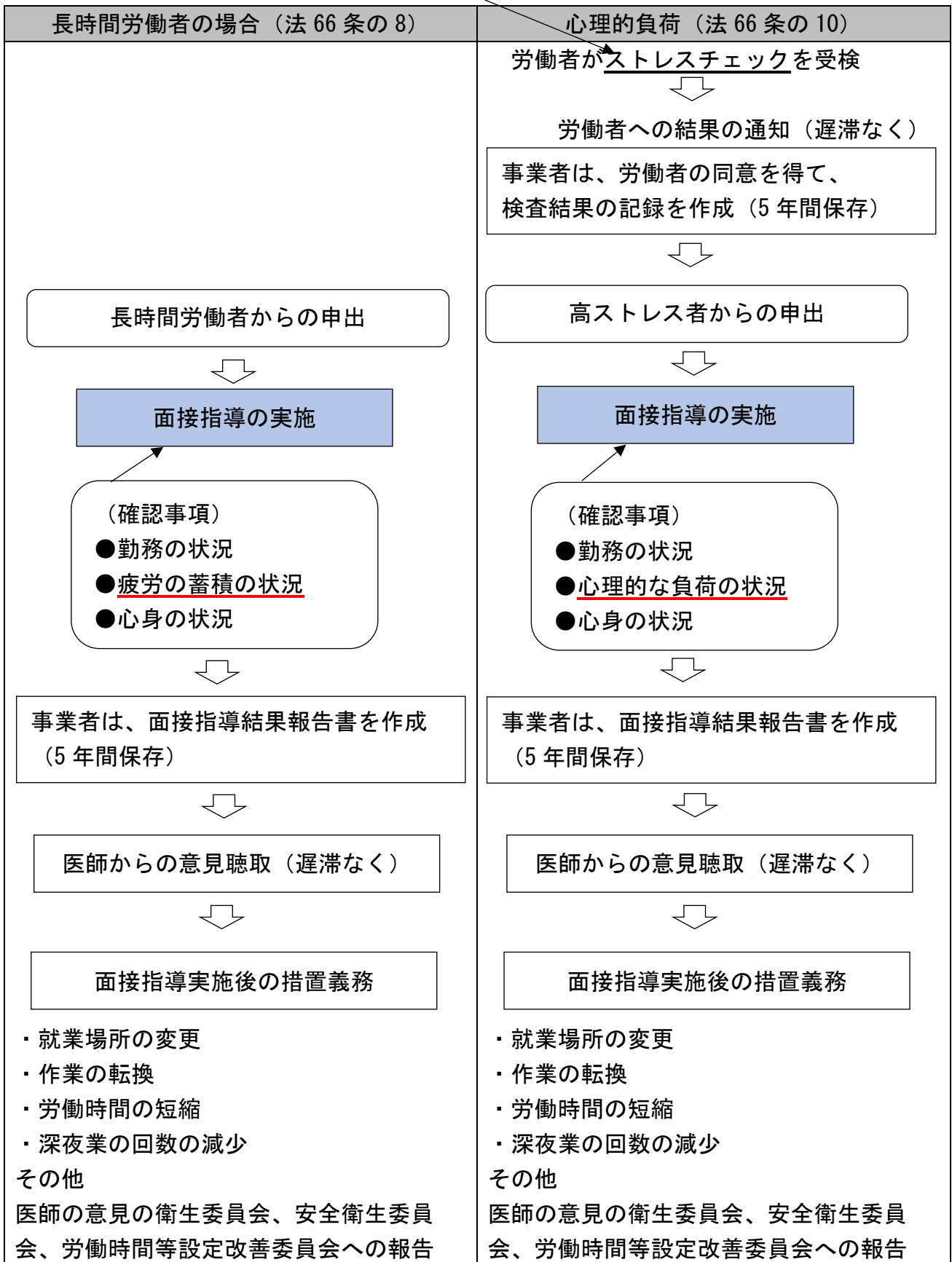


つまり、面接指導に関しては、

- 長時間労働者（時間外・休日労働時間が1月当たり100時間以上の者で疲労の蓄積が認められる者）を対象とする場合（第66条の8）
- 高ストレス者（ストレスチェックの結果、高ストレスであり、面接指導が必要であるとストレスチェックの実施者が判断した者）を対象とする場合（第68条の10）

下記、時系列で2つの面接指導の流れを確認してください。

常時使用する労働者に対して、1年以内ごとに1回、定期に実施



（検査・面接指導結果の報告）

常時 50 人以上の労働者を使用する事業主は、1年以内ごとに1回、定期に、心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告書を所轄労働基準監督署長に提出

(その他のポイント)

長時間労働者の場合 (法 66 条の 8)	心理的負荷 (法 66 条の 10)
●面接指導… 医師	●検査 (メンタルヘルスチェック) … 医師等 <ul style="list-style-type: none"> ・ 医師 ・ 保健師 ・ 一定の要件の看護師又は精神保健福祉士
	●面接指導… 医師

条文を確認します。

(面接指導等) 法 66 条の 8…長時間労働者対象

【条文】

事業者は、その労働時間の状況その他の事項が労働者の健康の保持を考慮して厚生労働省令で定める要件に該当する労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、**医師**による面接指導 (問診その他の方法により心身の状況を把握し、これに応じて面接により必要な指導を行うことをいう。)を行わなければならない。

面接指導の対象となる労働者

⇒休憩時間を除き1週間当たり40時間を超えて労働させた場合におけるその超えた時間が1カ月当たり100時間を超え、かつ、疲労の蓄積が認められる者

法 66 条の 10 (心理的な負担の程度を把握するための検査) メンタルヘルスチェック制度に係る面接指導…高ストレス者対象

事業者は、前項の規定による通知を受けた労働者であって、**心理的な負担の程度**が労働者の健康の保持を考慮して厚生労働省令で定める要件に該当するものが**医師**による面接指導を受けることを希望する旨を申し出たときは、当該申出をした労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、**医師**による**面接指導**を行わなければならない。

過去問を確認します。

【問題】（H21年 9E）

事業者は、面接指導の結果に基づき、当該面接指導の結果の記録を作成して、これを5年間保存しなければならない。また、当該記録は、労働安全衛生規則第52条の5に定める事項のほか、当該労働者の健康を保持するために必要な措置についての医師の意見を記載したものでなければならない。

【正解】

【問題】（H25年 8B）

事業者は、面接指導の決果に基づき、法定の事項を記載した当該面接指導の決果の記録を作成して、これを5年間保存しなければならない。

【正解】

【問題】（H21年 9D）

事業者は、面接指導の結果に基づき、当該労働者の健康を保持するために必要な措置について、医師の意見を聴かなければならない。

【正解】

【問題】（H25年 8E）

事業者は、面接指導の決果に基づき、当該労働者の健康を保持するために必要な措置について、面接指導が行われた後、遅滞なく、医師の意見を聴かなければならない。

（正解）

【問題】（H25年 8D）

事業者は、面接指導の決果に基づく医師の意見を勘案し、その必要があると認める時は、当該労働者の実情を考慮して、就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮、深夜業の回数の減少等の措置を講ずるほか、当該医師の意見の衛生委員会若しくは安全衛生委員会又は労働時間等設定改善委員会（労働時間等の設定の改善に関する特別措置法第7条第1項に規定する労働時間等設定改善委員会をいう。）への報告その他適切な措置を講じなければならない。

【正解】

（完）